

(参考7)ワイン製造業者の製成数量規模別経営状況及び製成移出状況

(平成30年1月1日直前終了事業年度分)

項目	製成数量規模				
	合計	100kl未満	300kl未満	1,000kl未満	1,000kl以上
企業数	者 247	者 206	者 22	者 12	者 7
欠損及び低収益企業数	80	77	3	-	-
割合	32.4%	37.4%	13.6%	-	-
低収益企業数	16	15	1	-	-
割合	6.5%	7.3%	-	-	-
欠損企業数	64	62	2	-	-
割合	25.9%	30.1%	9.1%	-	-
売上高	百万円 1,555,951	百万円 150,454	百万円 58,273	百万円 44,815	百万円 1,302,409
ワイン製造業	92,860	8,161	6,425	15,969	62,304
日本ワイン	21,098	6,284	5,409	3,830	5,575
売上原価	1,037,668	102,697	35,442	31,545	867,984
ワイン製造業	60,093	4,474	3,469	10,863	41,288
原料費	5,457	1,525	1,186	1,274	1,472
売上総利益	518,283	47,757	22,831	13,270	434,425
ワイン製造業	32,767	3,687	2,957	5,107	21,016
販売費・一般管理費	394,257	44,226	16,193	11,203	322,635
ワイン製造業	25,349	3,423	2,651	4,489	14,786
営業利益	124,025	3,531	6,637	2,067	111,790
ワイン製造業	7,417	264	305	618	6,230
税引前利益	126,676	3,544	6,974	3,101	113,057
売上高売上原価率	66.7%	68.3%	60.8%	70.4%	66.6%
ワイン製造業	64.7%	54.8%	54.0%	68.0%	66.3%
原料費率	5.9%	18.7%	18.5%	8.0%	2.4%
売上高売上総利益率	33.3%	31.7%	39.2%	29.6%	33.4%
ワイン製造業	35.3%	45.2%	46.0%	32.0%	33.7%
売上高販売費・一般管理費率	25.3%	29.4%	27.8%	25.0%	24.8%
ワイン製造業	27.3%	41.9%	41.3%	28.1%	23.7%
売上高営業利益率	8.0%	2.3%	11.4%	4.6%	8.6%
ワイン製造業	8.0%	3.2%	4.8%	3.9%	10.0%
売上高税引前利益率	8.1%	2.4%	12.0%	6.9%	8.7%

(平成29年度分)

項目	製成数量規模				
	合計	100kl未満	300kl未満	1,000kl未満	1,000kl以上
企業数	者 247	者 206	者 22	者 12	者 7
使用原料	t 87,211	t 5,392	t 5,411	t 7,831	t 68,576
国産原料	22,104	5,260	4,828	5,013	7,003
生ぶどう	22,033	5,258	4,817	5,004	6,955
その他	71	3	11	9	48
輸入原料	65,107	132	583	2,818	61,574
濃縮果汁	65,016	122	516	2,809	61,569
その他	90	9	67	9	5
製成数量	kl 87,325	kl 4,063	kl 3,987	kl 7,187	kl 72,088
日本ワイン	17,663	3,878	3,694	4,034	6,057
輸入数量	41,204	1,813	422	8,936	30,034
未納税	18,036	844	422	2,875	13,895
課税	23,168	968	-	6,061	16,139
販売数量	142,484	7,292	4,417	16,438	114,336
課税	138,730	7,097	4,173	15,161	112,300
日本ワイン	14,988	3,767	3,195	3,523	4,503
未納税	3,688	188	213	1,269	2,017
輸出	65	7	31	8	19

- (注) 1 果実酒製造業者実態調査(平成29年度調査分)による。
 2 低収益企業とは、税引前純利益が0から50万円未満の企業をいう。
 3 「ワイン製造業」の欄は、ぶどう(濃縮果汁を含む。)を原料とした果実酒(以下「ワイン」という。)に係る売上高等の金額である。
 4 濃縮果汁の重量は、糖度20度に換算した重量(推計)である。
 5 製成数量、輸入数量及び販売数量は、ワインの数量である。
 6 輸入数量のうち未納税については、酒類の原料及び自己の製造した酒類と混和してさらに移出するために輸入したワインの数量であり、課税の輸入数量については、そのまま販売容器に充填して移出するために輸入したワインの数量である。
 7 販売数量のうち輸出については、法人については平成30年1月1日直前終了事業年度分、個人については平成29年分を基に集計した数量である。